



社労士で、安心。

和解 解決

職場トラブルは、
労務管理のプロ、社労士による

“あっせん” という方法で解決。

「あっせん」とは？

社会保険労務士が、職場トラブルを、
裁判に頼らず、労働者、経営者双方の話し合いで
和解・解決をめざします。



私たち社会保険労務士は、
人事労務管理の専門家です。
お気軽にご相談ください。

まずは、ランチタイムに電話で相談！

職場のトラブル
相談ダイヤル



おなやみ しゃろうし
0570-07-4864

受付時間：
午前11時～午後2時(平日)
※通話料は有料です。

相談
無料

「あっせん」解決までの流れ

1 電話 まずは電話で
無料相談。

2 対面相談 社労士があなたの
悩みや立場を親身に
お聞きします。

3 あっせん 労働者、経営者、
双方の話し合いで
解決します。

和解 解決

職場のトラブル・お悩みは、社労士にご相談ください。
「あっせん」という話し合いで解決する方法があります。

例えば…

労働者の方なら

サービス残業が当たり前になっている。

相談内容

残業申請できる雰囲気がなく、勤務時間終了後も1~2時間のサービス残業が連日。その会社は退職したが残業代相当の解決金の支払を求めて、あっせんを申立てました。

解決方法

当初、会社としては残業の認識がなく、全額の支払は無理との回答。しかし、当時の仕事内容、勤務記録等を考慮し、請求した解決金の6割の支払で和解しました。

退職を勧奨または強要された。

相談内容

営業職だったが、突然、自宅謹慎に。1ヶ月後に無理やり退職させられました。自分は退職に納得していないが復職の気もない。精神的苦痛に対する慰謝料の請求のために、あっせんを申立てました。

解決方法

会社は営業成績の不振と勤務態度不良による適切な対応だと主張したが、早期解決を望んでいたため労働者に対し、解決金の支払いを条件に円満退職することで和解、解決しました。

例えば…

経営者の方なら

遅刻や欠勤が多い等、勤務態度に問題がある社員への対応に困っている。

相談内容

会社は、遅刻と無断欠勤を繰り返す社員に対し、再三注意、指導を行ったが改善の余地がないと判断。解雇通告したところ、社員から納得できないとして解雇の撤回を主張されたので、あっせんの申立てを行った。

解決方法

社員は以前に比べ、遅刻と無断欠勤がほとんど改善しており、解雇処分は重すぎると主張。会社は社員に反省も見られることから、賞与の引き下げ処分と同時に解雇処分を撤回。社員も納得し解決に至った。

解雇した社員に、解雇理由を受け入れてもらえない。

相談内容

経営状況が厳しいため、勤務成績不良の社員を解雇したところ、社員から、解雇理由に納得できず、解雇撤回を要求されたために、あっせんの申立てを行った。

解決方法

営業上のミスが多く報告もない、また協調性も欠いたために解雇に至った。これまでの人事評価を示し再度説明。解雇予告手当と当面の生活費を解決金として支払うことで双方、解雇に合意。解決に至った。

まずは、ランチタイムに電話で相談！

職場のトラブル
相談ダイヤル



おなやみ しゃろうし
0570-07-4864

受付時間：午前11時～午後2時(平日) ※通話料は有料です。

相談
無料



全国社会保険労務士会連合会

社労士 あっせん

検索